2025 年 6 月　第 275 号

広 報

愛衛協

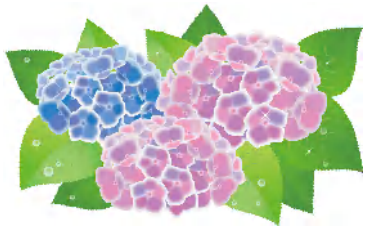

発行
愛知県衛生事業協同組合
〒460-0008　名古屋市中区栄 4-3-26 昭和ビル　TEL052-241-7692　FAX052-241-7693

第 62 回通常総会　開催

（招集年月日）　令和 7 年 4 月 23 日（水）
（開 催 日 時）　令和 7 年 5 月 22 日（木）
（開 催 場 所）　名古屋市中区栄 4-6-8　名古屋東急ホテル
（組合員総数）　102 名
（出席者総数）　89 名（本人出席　46 名、委任状による出席　43 名）

理 事 長 挨 拶

理事長　山下　正裕

本日は組合員の皆様には大変お忙しいところ、愛知県衛生事業協同組合の通常総会に多数のご出席を頂きまして誠にありがとうございます。

日頃から組合の活動に対しまして、皆様のご理解とご協力を頂き、お陰を持ちまして今回６２回目の総会を迎えることができました。

この場をお借りしまして、深く感謝申し上げます。

さて、私が理事長を拝命して早２年、そして新体制となって、１年が経過いたしました。

引き続き、組合活動がより活発なものとなりますよう精進してまいりますので、役員を始め組合員の皆様、よろしくお願いいたします。

今年度は特に重要な課題が二つございます。

一点目は昨年９月３０日付けで環境省及び総務省から都道府県知事宛に通達された「賃上げや物価上昇等の状況を踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要な指針」について、市町村に十分ご理解を頂き、しっかりと履行され、来年度以降の料金や委託料等の交渉に確実に反映されるようにしていくことです。

二点目としましては、今通常国会で予定されている浄化槽法改正が我々にとっても有効なものとなるよう、しっかりと対応していきたいと存じます。

それでは、本日の６２回目の総会が、皆様のご協力によって、最後まで滞りなく審議されますように、お願い申しあげまして、私の挨拶とさせて頂きます。

令和７年５月 22 日

司会進行
伊藤　勝至 参事

開会宣言
相木　徹 副理事長

議　　長
大島　敏行 理事

１．経　　過

定刻に至り、司会者　伊藤勝至参事が冒頭、出席者総数および定款第 38 条に定める要件を満たし本日の総会が適法に成立した旨を告げた後、令和６年度中の組合関係物故者に対して全員が黙祷を捧げ、引続いて、相木徹副理事長の開会宣言、山下正裕理事長の挨拶が行われた。

１．議長選出の経過

司会者は、議長の選任方法を議場に諮ったところ、全員にて司会者に一任されたため、大島敏行理事を指名した。同氏は直ちに承諾し、議長席に着き挨拶の後、議案の審議に入った。

１．議案の議決の結果

第１号議案　令和６年度事業報告・決算報告承認の件
令和６年度監査報告

議長は第１号議案の事業報告及び決算関係書類について福永泰生事務局長に説明させた後、平村圭雨監事を指名し、監事を代表して監査の結果報告を行わせた。議長は第１号議案を議場に諮ったところ、全員異議なく原案のとおり承認、可決決定した。

第２号議案　令和７年度事業計画案・収支予算案承認の件
第３号議案　令和７年度経費の賦課徴収方法案承認の件
第４号議案　令和７年度借入金残高の最高限度額案承認の件
第５号議案　令和７年度役員報酬額案承認の件

議長は第２号議案から第５号議案までが密接に関連があるとして、一括して福永泰生事務局長に説明させた後、議場に諮ったところ、議案に関し、質問等はなく、全員異議なく原案のとおり承認、可決決定した。

第６号議案　令和７年度運動方針案承認の件

議長は伊豫田淳倫副理事長を指名し、運動方針案について説明させた後、議場に諮ったところ、全員異議なく原案のとおり承認、可決決定した。

令和７年度　運動方針案

本年度の運動方針を下記のとおり定める。

記

１．相互扶助の精神の下に一層の組織強化を図り、一致団結し、生活環境に密着した事業活動を展開することにより地域社会に貢献する。

１.「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づく合理化事業計画の早期策定、誠意ある代替事業の提供、真剣な話合いの実施など、合特法適用推進・完全実施に向け、強力な運動を展開する。

１．一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業における新規委託・許可は長年の経営基盤を根幹から揺るがす問題であり、断固阻止する。

１．環境保全の重要性と一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、適正な契約確保、適正な料金体系の確立、不当な入札制度導入の阻止、既存業者の事業確保を図る。

１．法令を遵守した適正な一般廃棄物処理業務を推進するため、関係行政機関等との連携を密にし、その解決のための取組みを推進する。

１．委託及び許可業務の遂行に必要な資格の取得や専門知識･技術の向上を積極的に推進し、将来にわたり持続的な経営を図る。

１．大規模災害発生時に被災地域の生活環境を保全するため、事業の継続及び早期復旧に向けた取り組みを広域的に推進する。

１．労働災害と交通事故に関し、全組合員に情報を提供するとともに安全対策事業を積極的に実施する。

１．国・県及び関係機関における叙勲・褒賞・表彰等の候補者推薦を行い、組合員の社会的地位や資質の向上を図る。

以上

監査報告
平村　圭雨 監事

運動方針案説明
伊豫田淳倫 副理事長

閉会宣言
田島 達史 副理事長

その後、田島達史副理事長が閉会宣言し、午後 4 時 15 分に閉会した。

【お手伝いいただいた青年部会の皆様】
左から㈱トヨエイ 伊豫田英将様、輪栄工業㈱ 鬼頭良徳様、㈱エイゼン 永田大貴様、東洋衛生㈱ 池邊幸一朗様、㈱扶桑クリーン社 大島康平様、木曽川環境クリーン㈱ 松本明大様、㈱大栄工業 佐藤貴洋様にお手伝いいただきました。

皆様のご協力で無事総会を終えることができました。
ありがとうございました。

懇　　親　　会

総会終了後、午後５時から「バロックの間」において、第 62 回総会懇親会を開催した。

定刻、相木徹副理事長の開会の辞に続いて、山下正裕理事長が挨拶を行った。

続いて、懇親会に移り、来賓のご紹介、祝電披露の後、衆議院議員　工藤彰三様の乾杯の音頭により全員で乾杯した。

お忙しい中、駆け付けて下さいました来賓の方々のご挨拶をいただき、しばしの間懇談を楽しんだ。

その後、伊豫田淳倫副理事長の閉会の辞をもって午後６時４５分閉会した。

愛知県知事

大村　秀章　様

自民党愛知県連　副会長
衆議院議員
根本　幸典　様

公明党愛知県本部　副代表
参議院議員
新妻　ひでき　様

衆議院議員
工藤　彰三　様

【乾杯の様子】

祝　　辞

愛知県知事　　大 村 秀 明

本日は、愛知県衛生事業協同組合第 62 回通常総会が、滞りなく開催されましたことを心からお祝い申し上げます。また、山下理事長始め、貴組合の皆様におかれましては、日頃から愛知県の環境行政に格別の御理解を賜り、厚くお礼申し上げます。

一般廃棄物の処理や浄化槽の清掃などの衛生事業は、生活環境の保全や公衆衛生の向上に不可欠なサービスであります。
皆様にはこうした衛生事業を継続して担っていただいておりますことに深く敬意を表するとともに、心から感謝申し上げます。

また、貴組合におかれましては、大規模災害の発生に備え、「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を締結いただいているほか、本県が毎年実施している災害廃棄物処理図上演習では貴重なアドバイスをいただくなど、平時からお力添えを賜り、重ねて感謝申し上げます。
災害発生時には、被災者の生活支援やライフラインの復旧等の障害となり得る災害廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の構築は非常に重要でありますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

さて、愛知県では、日本一のものづくり県であるからこそ、環境分野でもトップランナーであるべきとの考えの下、環境と経済が好循環する「環境首都あいち」の実現に向けて積極的に取り組んでいます。
資源循環の分野では、「あいちサーキュラーエコノミー推進プラン」に基づき、資源を有効に循環利用し付加価値を生み出しながら、資源投入量、廃棄物発生量を限りなく小さくする「サーキュラーエコノミー」への転換による循環ビジネスの進展を図り、循環型社会の形成を目指しています。

貴組合におかれましても、循環型社会形成のため、廃棄物の減量化・資源化・適正処理を一層推進していただくとともに、愛知県の施策へのご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後となりますが、貴組合のさらなる御発展と、皆様の一層の御活躍を心より祈念申し上げ、私からのお祝いの言葉とさせていただきます。

令和 7 年 5 月 22 日

祝　　辞

名古屋市長　広 沢 一 郎

本日は、「愛知県衛生事業協同組合第６２回通常総会」の開催、誠におめでとうございます。
愛知県衛生事業協同組合の皆様方には、日頃から衛生事業を通じて、名古屋市の健全な水環境の確保と公衆衛生の向上にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

本市の下水道普及率は 99％を超えほぼ 100%になってきておりますが、市内にはまだ約 5,600 基の浄化槽がございます。浄化槽の清掃業務に携わる皆様方には、引き続き浄化槽の適正な維持管理を通じて、公共用水域の保全にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

さて、本市ではこの春から「やさし、あたらし、大名古屋」をスローガンとして、名古屋ブランドを確立する取組みを始めました。本市が、「住みたい」「働きたい」「訪れたい」「投資したい」都市として、人や企業から選ばれ、名古屋の持続的な発展・成長が実現することを目的とした取組みです。市政のあらゆる分野において高水準で調和のとれた都市の実現に努め、効果的な施策・事業により育まれる都市としての幅広い魅力や価値を市内外へ効果的にプロモーションすることで、名古屋ならではの都市ブランドを「名古屋ブランド」として確立することを目指し、今後とも全力で取り組んでまいります。

また、２０２６年に愛知・名古屋でアジア・アジアパラ競技大会が開催されます。皆様方にも、ぜひ、それぞれのお立場で一緒に大会を盛り上げていただきますとともに、大会を契機に、多様性を尊重しあう共生社会の実現に向けて引き続き本市の取組みにご協力いただければ幸いです。

本総会の開催にあたり、格別のご尽力をされました役員の皆様方に、深く敬意を表しますとともに、貴組合の益々のご発展を祈念いたします。

来賓祝辞

愛知県知事	大村　秀章様
自民党愛知県連　副会長	根本　幸典様
公明党愛知県本部　副代表　参議院議員	新妻ひでき様

来賓ご紹介

（順不同）

愛知県

愛知県環境局	局長	武田　祥延様
同	技監	平野　淳一様
同	資源循環推進監	大谷　真弓様
同	資源循環推進課長	関　　利春様
同	環境政策部水大気環境課生活環境地盤対策室長	棚橋　勝樹様

名古屋市

健康福祉局生活衛生部　環境薬務課長		西口　　淳 様

関係団体

（一社）日本環境保全協会	専務理事	曽根川紀子様
（公財）日本環境整備教育センター	理事	仁木　圭三様
愛知県中小企業団体中央会	情報調査部主幹	菊本　知恵様
（一社）愛知県浄化槽協会	専務理事	伊藤　暢浩様
（一社）愛知県薬剤師会 生活科学センター	所長	加藤　廣人様
	衛生試験部施設検査課長	小川　光寛様
（一財）中部微生物研究所	代表理事	小田桐弘和様
同	施設検査課長	大場　博之様
愛知県浄化槽保全協会	理事長	松井　正範様
同	事務局長	猿渡　伸次様
名古屋市一般廃棄物事業協同組合	理事長	宮川　賢生様
同	事務局長	比護　　満様
（一社）愛知県産業資源循環協会	会長	永井　良一様
同	事務局長	小坂　元信様
三重県環境整備事業協同組合	副理事長	河本　泰洋様
同	理事	北山　敏行様

祝電・祝文披露

衆議院議員		工藤　彰三様
参議院議員		藤川　政人様
参議院議員		山東　昭子様
（一社）日本環境保全協会	会長	山条　忠文様
同	顧問	中川　雅治様
愛知県中小企業団体中央会	会長	山口　高広様

生花拝領先

（順不同）

（一社）愛知県浄化槽協会　様
愛知県浄化槽保全協会　様
株式会社モリタエコノス　様
いすゞ自動車中部株式会社　様
愛知日野自動車株式会社　様
バン自動車株式会社　様
株式会社共和モーターズ　様
株式会社サンケン中部環境研究所　様
株式会社西原ネオ　中部支店　様
株式会社アサプリ　様
株式会社日環商事　様
エフピーサポート株式会社　様
三笠産業有限会社　様

【懇親会の様子】

組合ニュース

組合員変更

有限会社一色町浄化槽管理センター（令和７年５月）

【新代表取締役】　　加藤　竜太様

株式会社一色厚生社（令和７年６月）

【新代表取締役】　　伴野　優一様

組合員組織変更

丸二衛生有限会社（令和７年３月）

【新社名】　　株式会社マルニ
※なお、所在地・電話番号に変更はございません。

組合員退会

株式会社岡崎衛生社

代表取締役　稲吉　良佑様

令和７年３月31日をもって組合を退会されました。

組合主催の講習会の実施予定

講習	実施日	会場
一般廃棄物(し尿)実務管理者講習	10 月 22 日(水)	昭和ビル 9 階　ホール
保守点検業者優良事業者向け研修	11 月 28 日(金)	昭和ビル 9 階　ホール
浄化槽清掃技術者講習会	R8 年 1 月 27 日(火) ～2 月 4 日(水)	(東京)日本環境整備教育センター
コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会Ⅱ	R8 年 3 月 6 日(金)	昭和ビル 9 階　ホール

※実施日、会場等変更になる場合があります。ご了承ください。

浄化槽管理士研修（全浄連方式）

実施日	会場	申込期間
7 月 9 日(水)	岡崎総合学習センター多目的ホール	5 月 14 日(水)～ 6 月 11 日(水)
9 月 9 日(火)	フジコミュニティセンター　大会議室	7 月 15 日(火)～ 8 月 12 日(火)
11 月 26 日(水)	豊橋商工会議所　3 階ホール	10 月 1 日(水)～ 10 月 29 日(水)
R8 年 1 月 14 日(水)	フジコミュニティセンター　大会議室	11 月 19 日(水)～ 12 月 17 日(水)
R8 年 3 月 3 日(火)	尾張一宮駅前ビル(i-ビル)大会議室	R8 年 1 月 6 日(火) ～2 月 3 日(火)

※　全浄連システムによる研修会について、実施予定は以上のとおりですが、詳細・お申し込み方法は研修会を開催する一般社団法人愛知県浄化槽協会ホームページをご覧ください。

浄化槽保守点検技術研修会（愛知県浄化槽保全協会主催）

実施日	会場	申込期間
10 月 23 日(木)	愛・地球博記念公園　地球市民交流センター 体験学習室Ⅰ～Ⅲ	4 月 18 日(金)～ 9 月 19 日(金) 100 名

※　お申込みについては、研修会を開催する愛知県浄化槽保全協会のホームページをご覧ください。

市町村様との価格交渉にご活用下さい。

環循適発第 2409302 号
令和６年９月 30 日

各都道府県知事　殿

環境省環境再生・資源循環局長
（　公　印　省　略　）

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力をいただき御礼申し上げる。

令和６年の春季労使交渉では、賃上げ額、賃上げ率ともに昨年を大きく上回ったところであるが、引き続き、物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の７割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要である。

これを踏まえ、内閣官房及び公正取引委員会においては、その取引環境の整備の一環として、令和５年 11 月 29 日に、労務費の転嫁に係る価格交渉に関し、地方公共団体を含む「発注者及び受注者それぞれが採るべき行動／求められる行動」について「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「価格交渉に関する指針」という。）として取りまとめたところである。

また、本年４月 19 日に「令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえ、「「令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」に準じた措置の実施について」（令和６年４月 19 日付け 20240415 中第１号各都道府県知事宛て経済産業大臣通知）及び「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和６年４月 19 日付け総行行第 200 号総務省自治行政局長通知）が発出されており、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、基本方針を十分に踏まえた対応が求められることとなる。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）の施行により、労働時間に関する制度の見直し等を含めた働き方改革が総合的に推進されており、労働施策基本方針において、働き方改革によって生まれる生産性向上の成果

を働く人に分配することにより、賃金の上昇と需要の拡大を通じた成長と分配の好循環を実現し、国民一人一人の生活の向上を目指すこととされている。

ついては、価格交渉に関する指針、基本方針及び上記通知等を踏まえ、一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための重要事項について、下記のとおりとりまとめたので、貴職におかれても必要な措置の実施に努めるとともに、貴管内市町村に対し、周知徹底をお願いしたい。

記

１．市町村の一般廃棄物処理責任の性格等

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第３条各号に規定する基準（以下「処理基準」という。）に従って処理を行い、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないという極めて重い責任を有する。

市町村の処理責任については、市町村が自ら一般廃棄物の処理を行う場合のみならず、他者に委託して処理を行わせる場合でも、市町村は引き続き同様の責任を負う。このため、市町村は、廃棄物処理法施行令第４条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければならない。この場合の委託基準には、業務の遂行に足る施設、人員及び財政的基礎を有し、業務に関する相当の経験を有する適切な者に対して委託すること等の受託者としての要件に加え、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、環境保全の重要性及び一般廃棄物処理の公共性にかんがみ、経済性の確保等の要請よりも業務の確実な履行を重視しているものである。この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があることのみならず、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現することが困難となることに留意が必要である。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）第７条第 1 項の規定による許可を受けた者及び同条第６項の規定による許可を受けた者の一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に係る料金については、同条第12項の規定により、各市町村が条例で定める一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならないとされている。

このため、一般廃棄物処理業者が市民又は事業者から受け取る料金に対して労務費、原材料費、エネルギーコスト等が適正に転嫁されるためには、各市町村において必要に応じて適切な環境整備が行われる必要があることに留意されたい。

２．価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用における留意事項について

価格交渉に関する指針、基本方針を踏まえた一般廃棄物処理業務の委託の入札・契約手続の運用において、特に留意すべき事項は次のとおりである。

⑴「発注者として採るべき行動／求められる行動」について（価格交渉に関する指針「発注者としての行動③」関係）

発注者が、労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を受注者に求める場合は、関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる、以下のような公表資料に基づくものとする。

また、受注者がこうした公表資料を用いて提示して希望する価格については、これを合理的な根拠があるものとして尊重し、仮にこれを満額受け入れない場合には、その根拠や合理的な理由を説明することが求められる。

これらを踏まえ、市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合等、地方公共団体における入札・契約手続の運用においても、これらを十分に踏まえた対応が求められる。

（関係者がその決定プロセスに関与し、経済の実態が反映されていると考えられる公表資料の例）

- 都道府県別の最低賃金の上昇率
- 春季労使交渉の妥結額やその上昇率
- 国土交通省が公表している公共工事設計労務単価における関連職種の単価やその上昇率
- 一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃（令和６年国土交通省告示第 209 号）

これらのほか、経済の実態が反映されていると考えられるものとして、以下の資料も参考となる。

- 厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査に掲載されている賃金指数、給与額やその上昇率
- 総務省が公表している消費者物価指数
- ハローワーク（公共職業安定所）の求人票や求人情報誌に掲載されている同業他社の賃金

⑵ダンピング防止対策、適切な予定価格の作成等に関する事項（基本方針第２「４」関係）

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定

や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずることが求められる。

これらを踏まえ、一般廃棄物処理業務の委託契約に際しては、需給の状況、原材料費及び人件費（社会保険料相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金の改定額についても反映した額）等最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格を作成することが求められる。

⑶労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応に関する事項（基本方針第２「４」（５）関係）

経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和６年６月 21 日閣議決定）において、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁が行われるよう、官民双方で取組を更に強化することとされていることや、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和５年 11 月 29 日策定）の趣旨を踏まえ、以下の対応が求められている。

- 物件及び役務の契約の途中で、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること。また、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うものとし、その旨の条項をあらかじめ契約に入れるなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること。

一般廃棄物処理業務の委託契約においても、これらを踏まえ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に関する、契約後の状況の変化に応じた必要な契約変更の実施が求められる。

３．令和６年度地方財政計画について

地方財政計画は、総務省において地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第７条の規定に基づき作成される地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類であり、地方財政計画を通じて地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより各地方公共団体に対して財源保障をするものである。

令和６年度地方財政計画においては、物価高への対応として、ごみ収集や学校給食など自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を踏まえ、一般行政経費（単独）に 300 億円が計上（普通交付税の単位費用措置を３％程度引上げ）されているところである。

一般廃棄物処理業務における労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な転嫁のための取組については、こうした地方財政計画における対応状況も踏まえ、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して対応されたい。

環循適発第2409303号
令和６年９月30日

総務省自治行政局行政課長　殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（依頼）

市町村は、その区域内における一般廃棄物を、生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならないという極めて重い責任を有しており、他者に委託して処理を行わせる場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第４条各号に規定する基準（以下「委託基準」という。）に従った委託及び適切な内容の委託契約の締結等を通じて、受託者が処理基準に従った処理を行うことを確保しなければなりません。この場合の委託基準の一つに、「受託料が受託業務を遂行するに足りる額であること」が定められており、この額が不当に低額な額である場合には、不法投棄その他不適切な処理がなされる等、業務の確実な履行に支障を生ずる可能性があることのみならず、働き方改革に対応しつつ物価上昇を乗り越える構造的な賃上げの実現が困難となります。

このため、今般の物価高騰等を踏まえ、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応をお願いするため、各都道府県知事あてに別添の通知を発出しました。

別添の通知に基づく対応を適切に実施するためには、廃棄物行政主管部（局）のみならず、契約担当部（局）や財政担当部（局）も含めて全庁的に連携して取り組んでいただく必要があります。

つきましては、各都道府県及び各市町村において別添の通知の趣旨が改めて徹底されるよう、特段の御配慮をお願いします。

総行行第４３９号
令和6年9月30日

各都道府県担当部局長　殿
（財政担当課、契約担当課、市区町村担当課扱い）
各指定都市担当部局長　殿
（財政担当課、契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（　公　印　省　略　）

一般廃棄物処理業務における「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」等を踏まえた対応について（通知）

標記の件について、別添のとおり、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長から当職あてに、地方公共団体の一般廃棄物処理業務における労務費の適切な転嫁について依頼がありました。

一般廃棄物処理業務を含む地方公共団体の公共調達については、「「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を踏まえた対応について（通知）」（令和６年１月１２日付け総行行第２３号総務省自治行政局行政課長通知）において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和５年１１月２９日内閣官房、公正取引委員会。以下「指針」という。）を踏まえて対応することを周知しています。また、本年４月１９日に「令和６年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定されたことを踏まえて発出した「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和６年４月１９日付け総行行第２００号総務省自治行政局長通知）において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に変化が生じた場合には、契約金額を変更する必要があるか否かについて検討し、契約変更の実施も含め、適切に対応すること、受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行うなど、受注者からの申出が円滑に行われるよう配慮すること等、適切に対応されるよう周知してきたところです。

貴職においては、別添の通知の趣旨を踏まえ、廃棄物行政担当部局と必要な連携を図りながら、指針や基本方針を踏まえて対応することにより、一般廃棄物処理業務の委託に係る労務費の適切な価格転嫁を図るようお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の４第１項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

令和７年６月１日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における
熱中症対策の強化について

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における
熱中症による死亡災害の傾向

・死亡災害が**２年連続で30人レベル。**
・熱中症は死亡災害に至る割合が、**他の災害の約５～６倍。**
・**死亡者の約７割は屋外作業**であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
（重篤化させない）ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方

見つける ▶ 判断する ▶ 対処する

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の**「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業者」や「熱中症のおそれがある作業者を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業者への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やバディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業者を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順（フロー図①②を参考例として）の作成及び関係作業者への周知

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続１時間以上又は１日４時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとする。

職場における熱中症対策の強化について

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 1

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

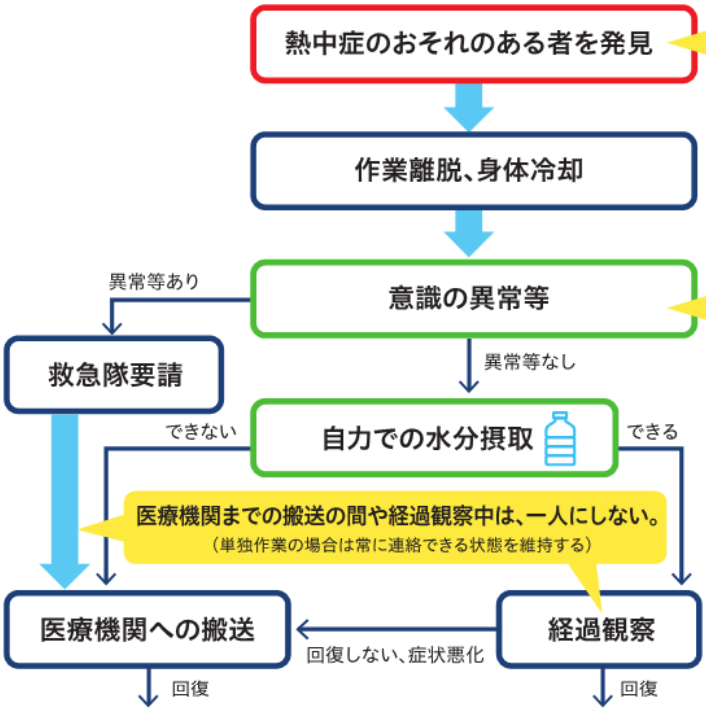

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等
【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等

「意識の有無」だけで判断するのではなく、
① 返事がおかしい
② ぼーっとしている
など、普段と様子がおかしい場合も異常等ありとして取り扱うことが適当。
判断に迷う場合は、安易な判断は避け、＃7119等を活用するなど専門機関や医療機関に相談し専門家の指示を仰ぐこと。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

熱中症のおそれのある者に対する処置の例　フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

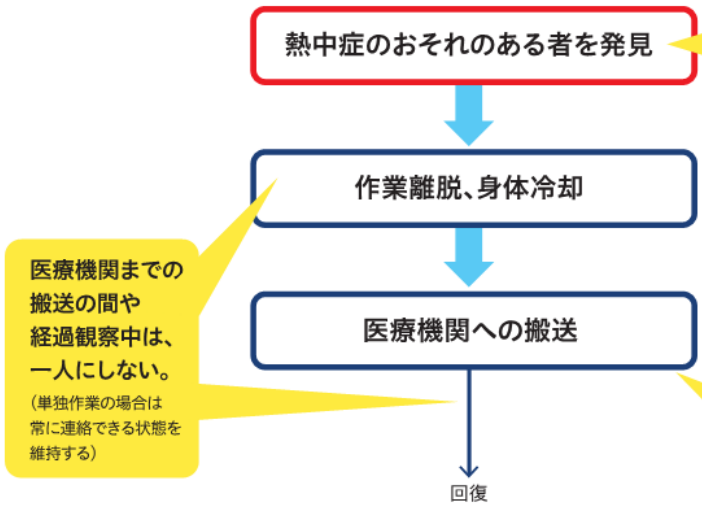

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】
ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣 等
【自覚症状】
めまい、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高体温 等
① 返事がおかしい
② ぼーっとしている　など、
普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。
（単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する）

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。

救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、＃7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。

回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。